

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は平成25年までは増加傾向にあったが、近年は横ばいの状況であり、平成30年3月末現在の人口は59,321人となっている。

人口構成としては、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）はともに減少傾向であるが、高齢人口（65歳以上）は増加しており、人口における65歳以上の人口の割合については加速的に増加している状況であり、少子高齢化の進展が顕著である。

人口の推移

単位：人

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	平成30年
人口	59,392	59,445	59,661	59,431	59,515	59,321

各年10月1日（ただし平成30年は4月1日）

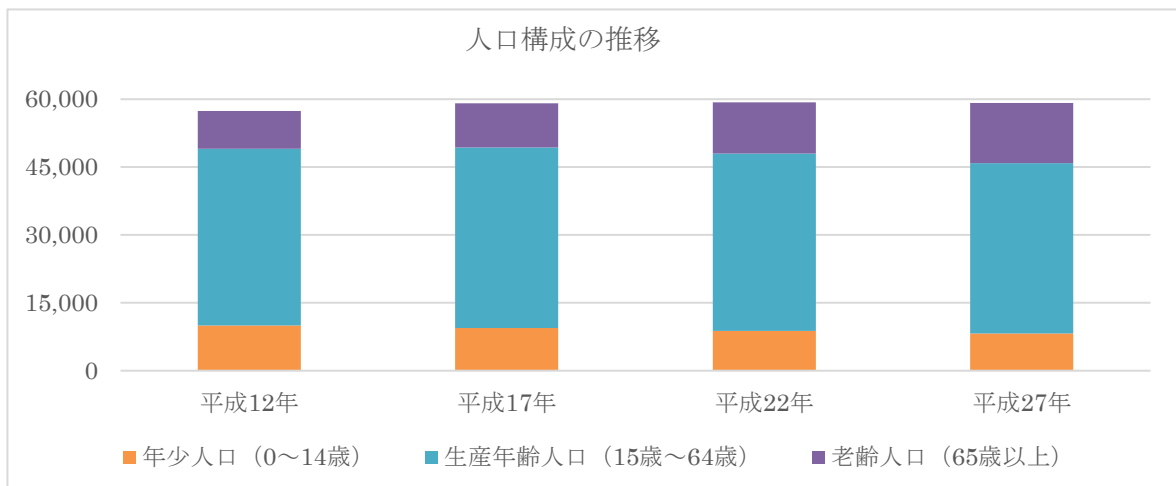
資料：栃木県毎月人口推計月報

人口構成の推移

単位：人、%

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
年少人口（0～14歳）	9,993	9,426	8,825	8,206
生産年齢人口（15歳～64歳）	39,057	39,869	39,174	37,656
高齢人口（65歳以上）	8,376	9,790	11,300	13,329
人口における 65歳以上の人口の割合	14.59	16.57	19.06	22.52

資料：国勢調査



本市の産業別就業者数は第1次産業、第2次産業ともに就業者は減少傾向となっており、第3次産業の就業者数は増加している。また、産業別事業所数は卸売・小売業が最も多く、次いで建設業、飲食店・宿泊業、製造業の順となっている。従業員数では医療・福祉分野が最も多く、次いで製造業、卸売・小売業の順となっている。

商業分野においては、商店数は近年減少が著しいが、従業員数は商店数と比較すると少ない下げ幅で推移している。

工業分野においては、生産活動を行う事業所数はほぼ横ばいで推移しているが、従業員数は減少傾向となっている。

産業別就業者数の推移

単位：人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	2,971	2,553	1,881	2,015
第2次産業	9,302	8,340	7,803	8,165
第3次産業	17,387	18,526	18,390	19,471

資料：国勢調査

産業（大分類）別事業所数と従業員数

単位：人

	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売金・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店・宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	その他
事業所数	257	203	9	86	520	27	182	231	157	93	111
従業員数	1,440	4,310	25	1,735	3,823	272	355	1,709	5,083	1,297	1,326

資料：平成26年経済センサス基礎調査

商店数と従業員数の推移

単位：件、人

	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成26年
事業所数	634	634	578	575	510	420
従業員数	3,247	3,627	3,350	3,494	3,348	3,003

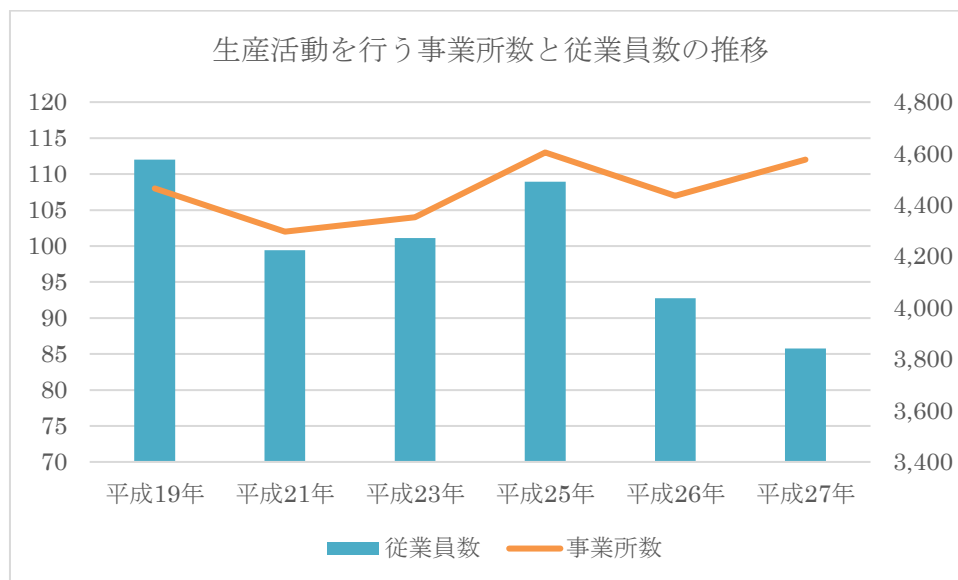
資料：商業統計調査、経済センサス基礎調査

生産活動を行う事業所数と従業員数の推移

単位：件、人

	平成19年	平成21年	平成23年	平成25年	平成26年	平成27年
事業所数	108	102	104	113	107	112
従業員数	4,576	4,224	4,271	4,490	4,037	3,841

資料：工業統計、経済センサス活動調査  
(従業者4人以上の事業所)



本市の中小企業・小規模企業は、地域との密接な関係を築きながら事業を展開し、地域経済を支え、雇用を創り出してきたが、少子高齢化や人口減少の進展、経済のグローバル化等に伴う急激な環境の変化により、非常に厳しい経営環境に置かれている。

このような状況において、中小企業・小規模企業の振興を図り、本市経済の活性化と持続的発展を実現するため、平成30年3月に市中小企業・小規模企業の振興に関する条例を制定した。本市の施策の基本方針として、経営の革新及び経営基盤の強化促進、資金調達の円滑化、創業及び事業承継の促進、人材育成及び確保の4項目を掲げ施策を推進することとした。

現在本市で取り組んでいる具体的な事業として、資金調達を支援する中小企業融資制度や信用保証料補助事業、新たな事業所立地や拡張等を支援する工場誘致奨励金、店舗の機能維持向上や空き店舗の改装及び利用等を支援するまちなか商店リフォーム補助金や空き店舗活用奨励金、雇用機会の増大と雇用の安定を図る雇用奨励金等を実施し、市内中小企業者への多面的な支援を行い中小企業の振興を図っている。

全国的に中小企業の業況は回復傾向と言われているが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向になっている。また、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けて課題となっている。今後、少子高齢化や人手不足等の厳しい事業環境に対応するため、より生産性の高い設備の導入を促進する等、労働生産性の向上を図る取組を推進する必要がある。

## (2) 目標

本計画を策定することにより、計画期間において先端設備等導入計画を30件程度認定し、市内中小企業者における先端設備等の導入を推進することにより、労働生産性の向上を図ることを目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、本市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本計画の対象業種は、全業種とする。本計画において労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定にあたり、人員削減を目的とした取組が含まれる場合は認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められる場合は先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

また、市税を滞納している場合は先端設備等導入計画の認定の対象としない。

なお、先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。